平成２１年（フ）第４１号
京都府綾部市豊里町福垣249番地
債務者　梅原　　厚
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月10日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
山形県鶴岡市茅原字西茅原17番地13
債務者　富樫　陽子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第８４号
山形県鶴岡市羽黒町十文字字十文字166番地１
債務者　佐藤　　舞
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第２０１号
金沢市末町13の66番地　県営住宅３棟３号
債務者　澤安　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２０９号
金沢市増泉３丁目７番33号　増泉ビル202号室、住民票上の住所金沢市三ツ屋町イ27番地４
債務者　田所　徳夫
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２４３号
金沢市平和町２丁目５番12号　県営住宅12棟406号
債務者　島田美佐子
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２４５号
愛知県一宮市貴船１丁目５番１―203号　市営松降住宅
債務者　鵜飼　則子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８３４号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地２36棟101号
債務者　山岸　宏子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８６９号
京都市山科区西野山階町20番地　ヤサカ自動車株式会社山科社宅
債務者　山岸　貞三
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９２１号
京都府八幡市男山香呂１番地　A23―201
債務者　宮原　一夫
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９２４号
京都市右京区梅津徳丸町６番地の６
債務者　石田　陽子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９４４号
京都市伏見区深草東伊達町85番地の６、住民票上の住所神戸市中央区雲井通２丁目３番10号　奥野方
債務者　竹内　　愛
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７５０号
奈良市白毫寺町26番地
債務者　西邨　清美
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２２２号
香川県高松市中山町1493番地１
債務者　渡邊　輝聡
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第３３０号
鹿児島県鹿児島市西坂元町６番１号千年ハイツ208号
債務者　三角　　寛
1　決定年月日時　平成21年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７２４号
大阪府寝屋川市高柳３丁目５番４号
債務者　藤原　龍二
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６６号
大阪府守口市藤田町４丁目１番５号
債務者　入江　恵子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０６７号
大阪府守口市藤田町４丁目１番５号
債務者　入江　英司
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部